

令和 7 年度古賀市都市計画審議会第 2 回会議 議事録  
(要約筆記)

【会議の名称】 令和 7 年度古賀市都市計画審議会第 2 回会議

【日時】 令和 7 年 10 月 29 日 (水) 15 時 00 分～16 時 10 分

【場所】 古賀市役所第 2 庁舎 302 会議室

【諮問事項】

第 2 号 福岡広域都市計画地区計画の変更 (古賀市決定)  
(地区計画名 : 今在家地区地区計画)

第 3 号 福岡広域都市計画地区計画の決定 (古賀市決定)  
(地区計画名 : 新久保東地区地区計画)

第 4 号 福岡広域都市計画下水道の変更 (古賀市決定)  
(下水道の名称 : 福岡広域都市計画下水道 古賀公共下水道)

【傍聴者数】 1 人

【出席委員等の氏名】

出席委員 : 長聰子委員、本田正明委員、森本義征委員、結城弘明委員、松島岩太委員、  
西亮委員、山崎淳一郎委員、前田豊河委員、中野修一委員

欠席委員 : 大隈慶太郎委員

事務局 : 都市整備課 大浦課長、吉武都市計画係長、他 2 名  
上下水道課 三原下水道係長、他 1 名

【委員に配布した資料の名称】

1. 令和 7 年度古賀市都市計画審議会第 2 回会議次第
2. 古賀市都市計画審議会委員名簿
3. 配席図
4. 諮問資料 (諮問第 2 号、第 3 号、第 4 号)

## 【会議の内容】

### 1. 開会

### 2. 事務局諸報告

### 3. 審議会の成立報告

(事務局)

本日は大隈委員が公務により欠席、西委員が公務により欠席だが代理として福岡県より横尾計画係長が出席。よって、委員の出席は9名となる。出席委員は9名で古賀市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づき、2分の1以上の出席があるため、審議会が成立していることを報告する。

### 4. 議事録署名委員の指名

(長会長)

議事録署名については、森本委員にお願いしたい。

<異議なし。>

### 5. 概要説明及び議事

(長会長)

本日は3件の諮問案件を審議する。進行は、事務局からの説明後、質問を受けつけ、審議終了後に採決をとる。採決の結果、答申の方針が決定した後に次の諮問案件に進む。諮問第2号福岡広域都市計画地区計画の変更（古賀市決定）について事務局より説明を願う。

(事務局)

7ページ目の補足資料①を用いて、今回の変更案を説明する。今在家地区地区計画の計画区域は青い線で囲われた場所に位置している。北側が国道3号、東側が県道536号米多比谷山古賀線に接し、面積は約21.1haである。この地区は、令和3年6月8日に市街化区域編入と同時に地区計画を都市計画決定し、古賀インターチェンジに近接する立地条件でもあることから、隣接する西側の既存工業団地を拡大し産業集積を図ることをめざしている。現在、このエリアは令和5年5月9日に土地区画整理事業の設立認可公告がなされ、以降、盛土造成工事を中心に事業が進められている。また、本地区計画の現時点の目標は、古賀市の特色である「モノづくり力」を生かしたまちづくりに資することとし、3地区に地区分けをしている。A地区は国道3号に隣接し、沿道サービス等の商業系建築物の建築も許容した商業系土地利用の区域。B・C地区は一定規模以上の敷地面積による良好な工業団地の形成を図るための工業系土地利用の区域としてそれぞれの土地利用の方針を定めている。本地区計画では、地区施設として区画道路と公園緑地をそれぞれ定めている。区画道路は幅員16m、延長約335m。公園緑地は約0.55haの規模をそれぞれ定めている。

本地区計画の変更箇所は大きく分けて3箇所あり、それぞれの変更内容、理由等を説明する。1点目の地区計画の目標の変更について説明する。先ほど説明した「モノづくり力」を生かした産業振興のまちづくりという既存目標に対して、「二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の実現に寄与する工業団地の形成がなされるようその旨を追加している。追加した理由としては、古賀市は令和3年11月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロの実現をめざす古賀市ゼロカーボンシティ宣言を宣言しており、本地区の面的に大規模開発として工業団地がこれから形成されることから、その実現に寄与する工業団地の形成を図るために追加したものである。

2点目の建築物の敷地面積の最低限度の変更について説明する。現在B地区とC地区について、最低敷地面積をB地区は113,700m<sup>2</sup>、C地区は12,000m<sup>2</sup>と定めている。こ

れは、この区域が市街化区域に編入したことから、土地区画整理事業が行われるまでに、土地所有者個人が建築物を個人の意思で建築することが可能になり、土地区画整理事業実施の妨げにならないようこのような規模の最低限度面積を大きくしていたものである。現在は土地区画整理事業が開始されたことから、そのような懸念がなくなったため、今回のタイミングでB・C地区ともに3,000m<sup>2</sup>に見直した。

3点目の公園緑地面積の変更について説明する。土地区画整理事業開始に、地区施設として定めた公園予定地の一部を宅地として供することが見込まれたことから、公園緑地面積を見直している。具体的箇所については、後ほど、新旧対照表補足資料②を用いて説明する。資料、右下の航空写真は今現在の造成工事中の状況を表した現況写真である。本地区計画の決定までの手続きスケジュールについては、原案の縦覧が令和7年7月16日～7月29日に実施し、公述の申出はなし。計画案の縦覧を令和7年10月1日～15日に実施し、こちらについても本変更案に対しての意見もない。本審議会終了後、11月頃までに都市計画決定をする見込みである。以上が、都市計画変更の概要補足資料①の説明である。

続いて、新旧対照表補足資料②を説明する。左側が現在の地区計画、右側が変更しようとする地区計画で変更箇所を朱書き黄色塗でハッチングしている。補足資料①で説明したように、8ページ目から10ページ目までの地区計画書で変更した箇所は3箇所である。地区計画の目標、公園緑地面積、建築物の敷地面積の最低限度の3箇所である。最後の11ページ目が計画図の新旧対照図である。C地区と記載した文字の右側に公園の区域が示しているが、新のほうの公園区域が一部、減っている。変更した箇所は、この減少した部分のみになり、減少した部分は将来的に宅地化されることが見込まれる。

以上、諮問第2号の説明を終了する。

(長会長)

諮問第2号「福岡広域都市計画地区計画の変更（古賀市決定）」について、ご意見やご質問のある方は举手をもって発言願いたい。

(西委員代理 横尾計画係長)

当該区域は、市街化調整区域から市街化区域に編入し事業を開始しているところであると認識している。今在家区域に限らず、県内の他自治体でも見られることだが、区域編入をしたときの土地利用計画図の内容が、実際に事業を実施する段階で変更されているというケースが散見される。今回のように、やむを得ず変更する場合はあるかと思われるが、区域編入の際は県が国と協議し、その協議で示した土地利用計画実施の確実性や必要性を説明した上で、編入を行っている。そのため、今後、古賀市においても区域編入を行う際は、区域編入の段階から土地利用計画実施の確実性を深めるようお願いする。

(長会長)

B・C地区は、工業的な土地利用が予定されており、目標もインターチェンジに近接しているというような文言があり、大型車等の通行車両が多く発生することが考えられる。区画道路（16m）や国道3号等を通じてインターチェンジの方に行く道路は、交通量を許容できる十分な道路が整備されるのか。

(事務局)

当該区域においては、計画段階から道路管理者（国・県）および県警本部等の関係機関と協議を行い、交通解析を実施している。区域内の区画道路については、右折レーンの設置や信号制御の導入等、交通処理の円滑化と安全性の確保を図るための整備内容について協議を進めている。また、国道3号および県道との接続にあたっては、交通解析結果を踏まえ、安全性や交通影響に関して関係機関と調整を行っている。

(森本委員)

今回変更になった部分ではないが、土地利用の方針のB・C地区に関して、「工業併設店舗などの小規模店舗の立地によって、まちのにぎわい等の創出を図る。」となつてい

るが、具体的には、どのような業種・用途を市としては想定しているのか。当該地区は、商業系は立地できないものと認識していたため質問するもの。

(事務局)

B・C 地区で立地可能な小規模店舗は、コンビニや独立した商業店舗ではなく、工場内に併設された直売所などを想定しており、工場建物の一部に店舗が含まれているといったイメージの建築物を想定している。

(森本委員)

建物の中に併設されてないとだめという認識か。例えば、賑わいづくりに資するような商業施設を別の建築物として立地するようなものは、工場と分離している個別の建築物として、立地できないという考え方になるのか。

(事務局)

本地区計画における建築物等の用途の制限は、建築基準法の規定を準用しており、独立した商業店舗の建築を禁止するといった明示的な制限は設けていない。ただし、本地区計画の基本的な趣旨は、産業の集積を促進する工業系の土地利用を図るものであり、その中で地域産品の直売所など、産業活動と関連性を有する限定的な商業利用を許容する考え方としている。

(本田委員)

地区計画の目標として、二酸化炭素排出実質ゼロといった脱炭素社会の実現を掲げている点は、これから社会において重要な取組であり、意義のあるものと考える。一方で、今回配布された都市計画マスタープランには、そうした脱炭素に関する記述が見当たらないように思われる。今回は地区計画の中で位置付ける形となっているが、本来であれば都市計画マスタープランの中にも、脱炭素社会の実現に向けた方向性が示されるべきではないかと考える。この点について、上位計画との整合や今後の位置付けに関する方向性について伺いたい。

(事務局)

都市計画マスタープランの中には、「ゼロカーボン」や「二酸化炭素削減」といった具体的な記載は設けていないが、市としては、地球温暖化対策実行計画や総合計画のアクションプランなど、他の計画の中で温暖化対策や CO<sub>2</sub>削減に関する目標を定めている。こうした上位計画の方針を踏まえ、本地区計画においては「ゼロカーボン」の考え方を目標の一つとして掲げているところである。今後は、都市計画マスタープランの中にも、脱炭素社会の実現に向けた取組を位置付けていくことが必要と考えており、貴重なご意見として参考にさせていただきたい。

(長会長)

他にご質問・ご意見がないようなので審議を終了し、採決に入る。

諮問第2号「福岡広域都市計画地区計画の変更（古賀市決定）」について、賛成される方は挙手を願う。

<全員挙手>

採決の結果、挙手8人で、諮問第2号について賛成することで決定する。

市長への答申書の作成については、私に一任していただいてよろしいか。

<異議なし。>

(長会長)

では、答申書を作成のうえ、市長へ提出する。

続いて第3号「福岡広域都市計画地区計画の決定（古賀市決定）」について審議に入る。事務局より説明を願う。

(事務局)

まず、8ページ目の都市計画決定の概要を説明した補足資料①を用いて、今回の決定案を説明する。

補足資料左上の位置図において、新久保東地区地区計画の計画区域は赤い線で囲まれた場所である。西側が主要地方道筑紫野古賀線に接し、古賀ICにも近いことから、広域的交通の利便性を活かした利用価値の高いエリアになるが、現況は残土・資材置き場の低未利用地になっている市街化調整区域である。本エリアは都市計画法第21条の2に規定する都市計画提案制度により、地権者から提案を受けているもの。

資料左下の概要部分を説明する。まず、本エリアは市街化調整区域であることから、改めて地区計画とはどういったものなのかについて説明する。地区計画とは、「地域の特性に応じて定める建物や道路の配置、街並み等に関するルール」のことであり、「市街化調整区域に地区計画を定めることで、一部の建築制限の緩和が可能」となるものである。つまり、地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかな土地利用に関する計画、公共施設に関する計画を一体的に定める「地区レベルの都市計画」と言える。通常、市街化調整区域では農家用住宅や分家住宅などの非常に限られた用途の建築物しか建築することができないが、地区計画を定めることで建築規制を緩和でき、地区計画に定められた用途の建築物も建築することが可能となる。

本エリアで定めようとする地区計画の概要について説明する。現在低未利用地の現状で本地区に隣接する既存集落の周辺住民にとっての住環境は利便性があるものとはなっていない。そのことから、地区計画の目標は、「無秩序な土地利用や不良な街区の形成を防止し、生活利便施設を誘導することで、利便性ある生活を確保すること」としている。そのことから、土地利用の方針は商業系の土地利用と定めている。

左下の計画図について説明する。計画図に地区計画区域である赤いライン、地区整備計画区域である青いラインを記載している。本エリアは、主要地方道筑紫野古賀線の道路中央から、都市計画提案をした本エリアの地権者が所有する区域までの赤いラインで囲まれたところを地区計画区域としたが、そのエリア内的一部が急傾斜地になっていることから、土砂災害警戒区域に指定される可能性がある。青いラインである地区整備計画区域は、その土砂災害警戒区域に指定される可能性があるところを除いたものである。そうすることで、後ほど説明する建築物の用途制限等開発にかかる制限は、この青ラインに囲まれたエリアに適用されるものとなる。

古賀市都市計画マスタープランの位置づけについて説明する。本地区の古賀市都市計画マスタープランでは新久保東地区を「広域幹線道路の結節点を生かした商業系の土地利用に取り組む区域」と位置付けている。地権者から提案された本地区計画の都市計画案は、この上位計画の方針と同様であり、開発内容に具体性があり同意が得られたものであることから事業実施の実現性が高いため、市としては、この案の都市計画決定をする必要があるものと考えている。

手続きスケジュールについて説明する。福岡県との下協議は、令和6年7月から行っており、下協議が終了次第、令和7年7月16日～7月29日に原案の縦覧を実施し、意見、公述の申出等はなかった。福岡県の事前協議後、計画案の縦覧を令和7年10月1日～15日に実施し、案の縦覧についても本変更案に対しての意見はなかった。審議会終了後、福岡県との法定協議を行い、概ね12月頃までに都市計画決定をする見込みである。

以上が、都市計画決定の概要を説明した補足資料①の説明である。

続いて、資料6ページの用途制限の概要について説明する。資料上段に第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域など、市街化区域内で定めることができる13種類の用途地域において、どういった建築物が建築できるのかを○や▲などでわかりやすく示したものになる。資料右側の新久保東地区内において、どの用途が建築可能となるか、該当するものに○を示している。本地区内で建築することができる建築用途は、店舗、スポーツの練習場、カラオケボックス、診療所、自動車修理工場等になる。これらの内、店舗及びスポーツ練習場はそれぞれ床面積の合計を3,000m<sup>2</sup>以内とし、さらにその用途が複合した建築物となった場合においても、3,000m<sup>2</sup>以内とするよう制限をして

いる。これは、福岡県との協議により、福岡県都市計画の運用方針で定める大規模集客施設は床面積 3,000 m<sup>2</sup>を超えてはならないということから、3,000 m<sup>2</sup>を超える施設規模の建築物が建築されないよう定めた制限になっている。その他、カラオケボックスや診療所、自動車修理工場などが建築可能な用途としているが、これらは積極的に立地を誘導しようと定めたものではなく、商業系施設の建築物のフロア一角にこれらの用途も内包した建築物になる可能性があることを見込み、許容したものである。

そのほかの資料については、いずれも補足資料、用途制限の概要を用いて説明させていただたいものになる。

以上、諮問第3号の説明を終了する。

(長会長)

諮問第3号の質疑に入る。福岡広域都市計画地区計画の決定（古賀市決定）について、ご意見やご質問のある方は挙手をもって発言願いたい。

(本田委員)

現地を直接確認できていないが、航空写真等で見る限り、当該地は地形的にやや山型で、地表が露出したような形状となっている部分が見受けられる。ちょうど幹線道路のカーブに位置しており、景観上もそうした露出した斜面が目立つのではないかと考えている。また、土砂災害警戒区域等に指定される可能性もあると伺っているが、こうした斜面の保全について、景観面や防災面の観点から、どのような誘導や植栽・整備の方針を考えているのか伺いたい。

(事務局)

ご質問の点については、直接の回答にはなっていない部分もあるが、都市計画決定後の手続きとしては、この後、具体的な開発計画をもって、土地対策指導要綱や開発許可等の手続きに進むことになる。その中で、古賀市としても景観面を含め、開発全体に対してさまざまな要望を行っていく予定である。先ほどご指摘のあった点についても、今後の検討課題として持ち帰り、対応を検討していかたい。

(長会長)

概要説明の中で、土砂災害警戒区域に入る可能性があるという説明だったが、今の時点で指定されていない理由は。

(事務局)

当該地区は現状、宅地化された土地ではなく、いわゆる雑種地のような状態となっている。そのため、現時点では土砂災害警戒区域の指定対象には該当しない。

ただし、今後の開発により宅地化が進むことで、傾斜が 30 度以上あり、かつ高さに対して水平距離が 2 倍以上となるような箇所については、土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）に指定される可能性がある。このため、開発計画の段階で、県庁の砂防課と協議を行い、指定の範囲（ライン）についても確認しながら進めているところである。

(山崎委員)

当該地区が開発されることによって、県道筑紫野古賀線の交通量は、どのように変化するのか、予測などの現時点である情報を教えて欲しい。

(事務局)

交通量については、商業系の施設が立地することで一定の出入りが発生することが想定される。ただし、具体的な交通量は、実際に立地する店舗の規模や業種等によって大きく異なるため、現時点では詳細な数値を示すことは難しい。今後、大規模小売店舗立地法に基づく申請などが行われる際には、交通量のシミュレーションが示されることになるため、その段階で開発事業者が道路管理者等と協議を行い、必要な交通対策などを検討していくことになると考えている。

(長会長)

他にご質問・ご意見がないようなので審議を終了し、採決に入る。

諮問第3号「福岡広域都市計画地区計画の決定（古賀市決定）」について、賛成される方は挙手を願う。

<全員挙手>

採決の結果、挙手8人で、諮問第3号について賛成することで決定する。

市長への答申書の作成については、私に一任していただいてよろしいか。

<異議なし。>

(長会長)

では、答申書を作成のうえ、市長へ提出する。

続いて第4号「福岡広域都市計画下水道の変更（古賀市決定）」について審議に入る。  
事務局より説明を願う。

(事務局)

諮問第4号について説明する。資料7ページの総括図は、都市計画図に下水道事業計画区域図を重ねた図面である。古賀市は公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業にて汚水処理を行っているが、本諮問では公共下水道事業に関するものとなる。計画決定済みの公共下水道事業の事業計画区域は灰色、本諮問により追加したい排水区域は赤色、除外したい排水区域は黄色の部分となる。

古賀市の公共下水道事業は昭和41年に事業認可を取得して以来、14回の事業計画変更により区域の追加を行い、現在の事業計画区域は約1,180.9ha。污水管渠の整備面積は約1,000.5haで、事業計画区域面積に対する整備率は約85%である。

今回の諮問は2地区の変更である。1点目は、庄地区の変更であり、今在家地区と新原高木地区は開発により公共下水道への接続を予定することから、排水区域に追加するもの。

2点目は、青柳・小竹地区の変更であり、合併処理浄化槽による汚水処理へ転換することとしたため、排水区域から除外するもの。

ここからは資料に沿って説明する。資料1ページは、都市計画古賀市公共下水道について排水区域の追加及び除外を行い約1,164haとするものであることを記載している。

資料2ページは、本諮問について公共下水道事業計画区域の追加及び除外を行う理由を記載している。下水道の全体計画は、概ね20年後を目標年次として、長期的な人口の推計や財政収支の見込み等を勘案し作成する。この区域については、地形などの自然条件、集落の規模や密度などを勘案し、下水道の整備により処理が効率的であることを基本とし、あわせて目標年次までの整備の実現性、地域住民の意向などの地域特性も考慮することとなっている。これらを踏まえ、古賀市の事業計画全体区域は都市計画法に基づく市街化区域を対象とし、さらに市街化区域に近接する公共施設や既存集落を合わせた区域としている。まず、今在家地区・新原高木地区開発に係る庄地区については今までが農地であったため、公共下水道事業計画区域外だったが、令和5年度策定の汚水処理構想において、公共下水道区域としたため、排水区域として追加を行う。また、青柳・小竹地区については、令和5年度策定の汚水処理構想において、公共下水道区域から除外することとなっており、令和9年度以降未普及対策に係る国庫補助が原則対象外となることから、公共下水道の整備に期間を要するため、令和6年度～7年度にかけて、地元と協議を行ってきた。それらを踏まえ、都市計画区域外の家屋は合併処理浄化槽による汚水処理へ転換することとしたため、排水区域から除外するものである。

資料3ページは、変更の概要を記載している。計画変更の理由については、2ページにて説明した内容を簡潔にまとめたもの。「3. 数量の増減」は、排水区域が約17ha減少し、その他の下水管渠やポンプ施設については変更がない。

資料4ページは、排水区域の変更箇所の詳細である。分流地域の庄地区及び青柳・小

竹地区が本諮問の変更点であり、追加から除外を差引き 16.9 ha の減となる。

資料 5 ページは、4 点の都市計画決定事項についての新旧対照表であり、本諮問では排水区域のみが変更となっている。

資料 6 ページは、都市計画の策定の経緯の概要である。令和 7 年 7 月 16 日から 2 週間の原案の事前閲覧を行い、市公式ホームページ上でも公開した。この期間に公聴会での公述申出書の提出はなし。次に福岡県へ事前協議書を提出し、この案で法的手続を進めることについて差し支えないとの回答を得た後に、令和 7 年 10 月 1 日から 2 週間の計画案の縦覧を行い、市公式ホームページでも公開したが、意見書の提出はなかった。今後は、本日の都市計画審議会の審議を経て、福岡県知事に法定協議申出書を提出し、協議回答を得た後に、都市計画決定を行う流れとなる。

資料 8 ~ 9 ページについては排水区域に追加及び除外する区域を拡大した図面である。

以上で諮問第 4 号の説明を終了する。

(長会長)

諮問第 4 号の質疑に入る。福岡広域都市計画下水道の変更（古賀市決定）について、ご意見やご質問のある方は挙手をもって発言願いたい。

(中野委員)

私は当該地域の住民でもあるが、事前説明会の際に、地域の方々から「古賀市の中でもこの地区だけが取り残されるのではないか」という心配の声が多く聞かれた。説明会では合併浄化槽の設置に関する説明があり、補助制度についても触れられたが、「詳細は決定後でなければお示しできない」との説明であった。合併浄化槽はあくまで個人所有となる一方、公共下水道は公共施設であり、維持管理面や将来的な保証の違いについても住民から不安の声が上がっている。このように、古賀市内で一部地域のみが公共下水道整備の対象外となることで、「取り残されるのではないか」との懸念が生じている状況である。したがって、少なくとも「今後の環境変化や整備方針の見直しに応じて検討する」などの文言を盛り込んでいただければ、住民としても一定の安心が得られるのではないかと考える。現状では「すでに決定事項で、今後下水道を整備する見込みはない」との説明も受けているが、将来的な対応の余地を示すような表現を検討していただきたい。

(事務局)

浄化槽設置の補助金については、現行の基準額があるものの、地元との協議の中で、合併処理浄化槽に係るランニングコストや維持管理費の負担を懸念する意見が多く寄せられていることを踏まえ、従来の設置補助に加えて、宅内配管費用や便槽撤去費用など、初期費用（イニシャルコスト）に関する補助を手厚くしていく方向で検討しているところである。これらについては、都市計画決定後、令和 8 年度以降の予算化を見据えて準備を進めている。

また、委員から要望のあった「将来的に公共下水道事業計画区域への編入を検討する」といった文言の追加については、下水道事業計画区域と合併処理浄化槽区域は表裏一体の関係にあり、将来の編入を示す表現を加えると、補助が二重となり国の補助対象外となるおそれがあるため、記載は困難であると考えている。現に、今回対象となっている青柳地区の一部および小竹地区については、平成 30 年に一度下水道事業計画に編入されたものの、合併処理浄化槽を設置した場合には国の補助対象外という状況にある。

加えて、国においても、能登半島大震災や八潮市での陥没事故などを契機に、補助制度の重点配分対象が新規整備から老朽化対策へと移行しており、未普及区域に対する新規補助が厳しくなっている状況にあり、単独費のみで整備をしていく場合は、小竹地区的管渠整備が概算するまで。50 年かかるという試算をしているところである。

こうした状況を踏まえ、市としては、早期に汚水処理体制を確立し、公共用水域の水質保全や良好な生活環境の確保を図る観点から、合併処理浄化槽による整備を進める方針である。

その上で、文言の追加は難しいものの、補助制度をより手厚くし、令和8年度に予算化が認められ次第、速やかに支援を行っていきたい。

(中野委員)

その説明は、地元説明会でも同様の説明があったが、仮に補助金がある場合に全戸の方が合併処理浄化槽を導入されるのか、その点にも課題があると思う。もっとも、その点は公共下水道を整備する場合でも同様の問題が生じると考えられる。

いずれにしても、古賀市全体の中で一部地域のみが未整備のまま残ることをどのように考えるかが重要である。補助内容が公共下水道と同等以上であれば理解は得られると思うが、合併処理浄化槽はあくまで個人所有物となる点が公共下水道とは異なる。

したがって、設置後も将来にわたって補助が継続されるのかどうか、その点に対する不安の声が多く寄せられていた。住民の多くが高齢化している中で、長期的な支援の見通しについてどのように考えているのか伺いたい。

(事務局)

将来にわたる補助制度についてご心配の声をいただいたが、現在、国においても維持管理や合併処理浄化槽の更新に関する補助制度の検討が進められている。

市としても、国・県の方針決定があった際には速やかにその内容について、必要に応じて予算化を行うなど、適切に対応していきたいと考えている。

(長会長)

事務局からの説明によると、今回の変更を行わない場合、今後公共下水道が整備されるまでには相当長い期間を要し、その間、設置補助を受けられない状態が続くことになる。こうした中で、早期に手当ができるようにとの考え方から、今回のような変更を検討されているものと理解している。地域の皆さんにもその趣旨を理解してもらうことが重要と考えるが、今後、説明会などの開催を予定されているのか。

(事務局)

今後については、本審議会からの意見を踏まえ、計画の方向性を定めるとともに、速やかに令和8年度予算の検討を進め、地元の皆様へ改めてフィードバックし、説明を行っていきたいと考えている。

(長会長)

他にご質問・ご意見がないようなので審議を終了し、採決に入る。

諮問第4号「福岡広域都市計画下水道の変更（古賀市決定）」について、賛成される方は挙手を願う。

<挙手7人、挙手しなかった者1人>

採決の結果、挙手7人で、諮問第4号について賛成することで決定する。

市長への答申書の作成については、私に一任していただいてよろしいか。

<異議なし。>

(長会長)

以上をもって、本日の審議を終了する。

これにて、令和7年度古賀市都市計画審議会第2回会議を閉会する。